

市に帰属しない公共公益施設の事業者管理に関する基準

（趣旨）

本基準は、富里市宅地開発指導要綱（平成11年告示第1号）第47条の規定により、市に帰属しない公共公益施設（以下単に「施設」という。）に係る事業者の維持管理の義務その他について定めるものとする。

（維持管理の義務等）

- 1 事業者は、施設の維持管理を適切に行い、当該土地を永続的に当該施設の用に供しなければならない。
- 2 事業者は、施設の用に供する土地の範囲を明確に確認できるよう縁石、柵、分筆等による区画を設定するものとする。

（施設の譲渡）

- 3 事業者は、施設（土地を含む。）を他人に譲渡し、又は貸与する場合は1の義務を譲受人又は借受人に承継させなければならない。

（施設の変更等）

- 4 事業者は、施設の位置、形状等を変更しようとするとき、他の用途に施設を利用しようとするとき又は施設を撤去しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

（公共公益施設の事業者の管理に関する基準の廃止）

公共公益施設の事業者の管理に関する基準（平成12年6月1日制定）は、廃止する。